

二、小作米減免要求に関する件

筑紫地区提案

理由

小作人は平年にありても飯米に不足を告げ、豊作にありても肥料代の借金を返れることが出来ないのだ。そこで我々は年々小作米の減免を要求して来た。今年は六十平米の旱魃のため植付時に雨が降らず水が少れて遂に植付不能に終つたところもあり、平年より二十口も遅れて漸く植付けることが出来た邊でも植付後日照りつづきで田面は龜裂を生じ塵をあげてゐる有様であつた。水引きのため東内縫がかりの心配苦勞だ。水引きに手をとられて副業收入は全く零だ、水不足のため湛江む可き内添打さへ所々にやつた。斯くして辛苦の結果漸く成育した稻は平年時の成育に達し得なかつたのは勿論だが、その上イモチ病のために、そこなわれ、かづ、加へて大旱な開花期を九月十四、十五、二十一日の大暴風雨に晒され爲めに収穫は五割以上の減收を予想されねど、然るにも拘わらず地主は平年時の小作米を取立てようと身構えてゐる。地主のためには稻は免除されても地主は小作米を免除することは決して高はないであらう。我々はこの強姦なる請求を退け、小作米全免を目標として斗争の火を集中し同一地主に對しては組合員は勿論、未組織大衆とも共闘し向はねばならぬ。

而して、悪地主不在地主に斗争の火を集中し同一地主に對しては組合員は勿論、未組織大衆とも共闘し向はねばならぬ。

三、土地取上 反対の件

朝倉地区提案

理由

各支部に於て検査を爲す場合は大衆的にこれを行ひ、小作米全免を目標とし地主に要求し、(3)勝利的解決を計る。而して出来得る限り未組織大衆をこの闘争に参加せしめる爲の努力する。

土地を離れては農民の生活はなりたらない。小作人は既に毎年の自身を打ち込んで土地を守つて来た。眞實に土地を愛し育てて来たものは、小作人自身であつて賑溝の上の所名義人である。土地を汚しだら、どのくらい地主は断じてないのだ。土地は實に小作人の命である。土地を賣さなければ地主は小作米の支拂ひが遅れたことを理由として又は身勝手に自作をしたいからと言つて土地の取上手を迎へて来る。或は又地主の土地抵当が銀行から運送されたり大不景氣の爲め没落する中小地主が土地を手離したり、小作米値上の口実をつくるために土地取上げを請求して来る。併しブルジョア法律の擁護の下に小作人を法廷におひき出し、ひた押ししに迫つて来るのだから、殊に最近にあつては地主組合の組織の力を集中し或は暴力団を手先に使つて戦をいどんで來てゐる。だが地主達にどんな名目があらうとも、土地は手離せぬ、土地を離れては小作人の暮らしは立てへ行けず一家のものが忽ち路頭に迷わなければならぬからだ。我々は土地取上反対のため、争議団、自衛団の組織を固め全組合員の應援を求め、共内刈取、共内耕作を行ひ、大衆動員する用意を爲めを表す。